

特定役務の調達について、次のとおり公募型プロポーザルにより業務委託業者の選定を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、上限価格の事前公表を行うものです。

令和8年2月24日

奈良県知事 山下 真

## 第1 公募型プロポーザル公告に付する事項

- 1 委託業務名  
奈良県広報誌「県民だより奈良」制作業務委託
- 2 委託期間  
契約締結日から令和10年5月31日まで
- 3 委託上限額  
54,945,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）

## 第2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、第3の3に定める参加資格の確認を受け、第3の4に定める提案書の提出をし、内容が適正であることの確認を受けた者としてします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 3 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目の大分類「Q役務の提供」、中分類「5広告・イベント業務」、小分類「①広告・イベント業務」で登録をしている者であること（ただし、参加意向申出書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととしますが、提案書提出締切時点（令和8年4月6日午前10時）までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとします。）。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908 (ダイヤルイン)

- 4 同種の業務を公告の日から起算して過去5年以内に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
- 5 この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

### 第3 参加手続等

- 1 参加意向申出書等及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称並びに問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県総務部知事公室広報広聴課報道・広報制作係  
電話番号 0742-27-8325 (ダイヤルイン)

- 2 実施要領等の交付

- (1) 交付方法

奈良県総務部知事公室広報広聴課のホームページからのダウンロード  
<https://www.pref.nara.jp/1623.htm>

- (2) 交付期間

令和8年2月24日(火)から令和8年4月6日(月)午前10時まで

- 3 参加資格の確認

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、令和8年3月13日(金)の正午までに、「奈良県広報誌「県民だより奈良」制作業務委託公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)の4の(1)で定めるところにより、参加意向申出書等を1に示す場所に提出し、参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、参加者は、奈良県から参加意向申出書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- 4 提案書の提出

3に定める参加資格の確認を受けた者は、令和8年4月6日(月)の午前10時(必着)までに、実施要領の4の(2)で定めるところにより、提案書を1に示す場所に提出しなければなりません。

なお、参加者は、奈良県から提案書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

### 第4 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- 2 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に契約期間中のそれぞれの業務実施予定回数を乗じて得

た額の合計額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとし  
ます。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項た  
だし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

### 3 契約書作成の要否

要します。

### 4 委託先候補者の選定

奈良県広報誌「県民だより奈良」制作業務の委託事業者を選定するに当たり、提案者  
を公募し、提案者に対して参加意向申出書等、提案書の提出及びプレゼンテーショ  
ンを求め、最も高い得点を獲得したものを委託先候補者としします。

委託先候補者の選定に当たっては、提案書関係書類の提出があった場合、その提出者  
数にかかわらず審査委員会を設置し、当該審査委員会の審査結果により、選定し  
ます。

なお、詳細は、実施要領によります。

### 5 調達手続の停止等

(1) 第3の3による参加意向申出書等の提出者が1者の場合は、この調達手続きを中  
止します。

(2) この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続について停止等  
の措置を行う場合があります。

(3) 令和9年度以降において、当該契約にかかる予算の減額又は削除があった場合は、  
当該契約を解除することがあります。

(4) この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、  
又は契約を解除する場合があります。

### 6 手続における交渉の有無

無

### 7 契約の不締結

委託先候補者が、参加申込み後契約の締結までに、次のいずれかに該当すると認めら  
れるときは、契約を締結しないものとしします。

(1) 委託先候補者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び  
支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者  
を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）  
が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7  
7号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経  
営に実質的に関与しているとき。

(3) 委託先候補者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を  
図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用して

るとき。

- (4) 委託先候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、委託先候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」という。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### 8 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4)及び(5)中「委託先候補者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 9 その他

詳細は、実施要領及び仕様書によります。

## 第5 Summary

### 1 Subject of open call for proposals :

Publishing duties for Nara PR magazine NARA Prefectural News Letter

### 2 Deadline for proposal applications by mail and in-person:

10:00a.m., April 6th, 2026

### 3 For further information, please contact:

Public Relations Division, Office of the Governor, General Affairs Department,  
Nara Prefectural Government

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN

TEL +81-742-27-8325 (direct line)